

令和5年度
千葉県雇用対策協定に基づく事業計画

令和5年4月
千葉県・千葉労働局

趣旨・目的

千葉県と千葉労働局は、求職者の就労の促進と県内企業の人材確保を図るため、それぞれの施策を円滑かつ効果的に実施することを目的として、平成28年8月4日に「千葉県雇用対策協定」（以下「協定」という。）を締結した。

この協定に基づき、「“一人ひとりの働きたい”がかなう千葉づくり」の実現のため、「事業計画」を策定する。

これらの取組を通じ、SDGsの目標8「全ての人々のための持続的、包摂的かつ持続可能な完全雇用及びディーセントワークの推進」にも寄与していく。

□千葉県雇用対策協定に基づく事業計画

前記の目的を達成するため、下記の事業に取り組む。

- 1 個人の主体的なキャリア形成の促進と賃金の引上げに向けた支援
 - (1) リスキング（学び直し）やデジタル人材等の育成の推進
 - (2) 地域のニーズに対応した職業訓練の推進等
 - (3) 賃金の引上げにつながる労働移動の支援
 - (4) 賃金の引上げに向けた生産性向上の支援と同一労働同一賃金の徹底
- 2 働き方改革による労働環境の整備・生産性の向上
 - (1) 多様で柔軟な働き方に向けた環境整備の促進
 - (2) 長時間労働の抑制に向けた取組の推進
- 3 多様な人材の活躍促進
 - (1) 若者に対する就職支援
 - (2) 就職氷河期世代活躍支援プランの実施
 - (3) 高年齢者の活躍促進
 - (4) 女性の活躍促進
 - (5) 障害者の活躍促進
 - (6) 外国人に対する支援
 - (7) 治療と仕事の両立支援
- 4 人材確保対策の総合的な推進
- 5 一体的実施事業の推進
- 6 その他の連携した取組

1 個人の主体的なキャリア形成の促進と賃金の引上げに向けた支援

(1) リスキリング（学び直し）やデジタル人材等の育成の推進

産業構造が変化する中、個人がそれぞれの置かれた状況に応じて自律的・主体的にキャリアを形成し、その能力を発揮できるための環境整備が求められていることから、「人への投資」の抜本的強化を図り、デジタル分野等の人材育成、社会全体で学び直しを促進するための環境を整備するとともに、希望する労働者が成長分野に円滑に労働移動するために必要なスキルアップの支援を推進する。

また、ハロートレーニング（公的職業訓練）において、デジタル分野の訓練コースを実施する民間訓練実施機関に対して委託費等の上乗せを行うことなどにより、デジタル推進人材の育成を推進する。

共同で実施する事業

- ① デジタル分野の人材確保・育成のため、千葉県地域職業訓練実施計画に基づき、デジタル人材を育成する訓練コースに重点を置き実施する。
- ② 公共職業訓練（委託訓練）及び求職者支援訓練において、民間訓練実施機関に対して、デジタル分野の資格取得を目指す訓練コースの委託費等の上乗せ、企業実習を組み込んだデジタル分野の訓練コースの委託費等の上乗せを行うほか、オンライン訓練においてパソコン等の貸与に要した経費を委託費等の対象とすることにより、デジタル推進人材の育成を行う。

千葉県が実施する事業

- ① 離職者を対象として、IT、経理、介護など多様な分野で訓練コースを設定し、地域の人材ニーズに対応した効果的な職業訓練を推進する。
- ② 在職者を対象として、IT、機械加工、電気設備など様々な分野で短期間の訓練を実施し、在職者のスキルアップを支援する。

千葉労働局が実施する事業

- ① 従業員に対するデジタル人材育成の強化対策として、令和4年4月に創設された人材確保支援助成金の「人への投資促進コース」及び令和4年12月に創設された「事業展開等リスキリング支援コース」について、更なる活用を促進するため、各種関係団体等と連携し、事業主へ積極的な活用勧奨を図る。
- ② デジタル分野の訓練コースに対する能動的な受講あっせんや訓練見学会への誘導等を積極的に実施するとともに、受講者に対する訓練修了前から就職まで一貫した支援を実施する。
- ③ 中小企業等の労働生産性向上に向けたDX人材育成を推進するため、ポ

リテクセンターやポリテクカレッジの生産性向上人材育成支援センター内に設置された中小企業等DX人材育成支援コーナーの活用が促進されるよう周知・広報を行う。

(2) 地域のニーズに対応した職業訓練の推進等

人材不足等の地域ニーズを踏まえ、千葉県地域職業訓練実施計画に基づき、効果的な職業訓練を実施し、訓練受講生への積極的な就職支援に取り組む。

また、訓練受講機会の少ない就職氷河期世代を始めとした非正規労働者や障害者、子育て中の女性等に向けた訓練コースの充実を図る。

共同で実施する事業

- ① 訓練受講生確保と求職者への適切な受講あっせんのため、共同で訓練説明会及び訓練実施施設の見学会を開催し、訓練施設や各訓練コース等の正確な情報提供を行う。
- ② 非正規雇用労働者等を主な対象とした「長期高度人材育成コース」及び「子育て女性等のリカレント教育に資する職業訓練」により、地域の人材ニーズに対応した効果的な職業訓練を推進する。
- ③ ハロートレーニングの周知広報に努め、認知度向上と活用促進を図る。
- ④ ハロートレーニングをより適切かつ効果的なものとするため、千葉県職業能力開発促進協議会設置要綱に基づき、「公的職業訓練効果検証ワーキンググループ」を設置し、地域における訓練効果を把握・検証し、訓練カリキュラム等の改善に取り組む。
- ⑤ 千葉県地域職業能力開発促進協議会において、公共職業訓練と求職者支援訓練の訓練分野や訓練規模等を調整のうえ、人材ニーズ等を反映した「千葉県職業訓練実施計画」を策定する。
- ⑥ ものづくり分野の人材確保・育成のため、千葉県職業能力開発協会と連携し、技能検定制度や若者の受検料減免措置の周知・広報に取り組む。

千葉県が実施する事業

- ① 千葉労働局から提供される雇用情勢等の求人・求職情報により、人材不足分野や今後、成長が見込まれる分野等の職業訓練コースを充実させ、効果的な委託訓練を実施する。
- ② 県立高等技術専門校において、地域に根差した産業人材の育成拠点・職業能力開発拠点として、ものづくりの基本となる技能を習得するための職業訓練を実施する。
- ③ 千葉労働局の協力を得つつ、訓練受講生確保のため、訓練説明会の開催及び訓練実施施設の見学会を積極的に行う。

また、訓練受講生の就職支援のため、積極的なジョブ・カードを活用し

たキャリア・コンサルティングを行い、最新の就職状況を把握し千葉労働局に情報提供する。

- ④ 障害者が身近な地域で就職に必要な知識・技能を習得できるよう、障害者高等技術専門校や我孫子高等技術専門校（事務実務科）において、専門の職業訓練及び就労支援を実施する。
- ⑤ 労働者のキャリア形成を促進し、地域における人材育成を支援するため、千葉県職業能力開発協会と連携して、技能検定制度を推進する。

千葉労働局が実施する事業

- ① 求職者及び求人者から把握した訓練ニーズ等の情報を、千葉県及び高齢・障害・求職者雇用支援機構千葉支部に体系的に提供する。
- ② 求職者支援訓練について、雇用保険を受給できない者の第二のセーフティネットとして機能するよう、地方公共団体や関係機関と連携し、生活困窮者等を円滑に訓練に誘導するとともに、ハローワークを利用していない潜在的な対象者に対する効果的な周知に取り組む。
また、若年者や子育て中の女性等の求職者に対して職業訓練の積極的な活用も含めて必要な就職支援をワンストップで提供する観点から、マザーズハローワークちば及び柏わかものハローワークにおいて、的確な訓練情報の提供と誘導・あっせんを行い、職業訓練受講給付金の支給事務を含めた支援の充実を図る。
- ③ 千葉県が実施する委託訓練実施機関及び県立高等技術専門校と連携し、訓練受講中からジョブ・カードを活用した積極的なキャリア・コンサルティングの実施や就職活動日を利用した職業相談を行い、訓練修了後の正規雇用を目指した早期就職を支援する。
- ④ 企業に対する障害者雇用率達成指導等の機会を捉えて、障害者の職業訓練ニーズを把握し、千葉県へ情報提供を行うなど、適切な訓練コースを設定できるよう支援するとともに、千葉県が円滑に職業訓練の運営ができるよう、訓練コースの周知や訓練施設の見学等受講者確保の協力を行う。
- ⑤ 中小企業等の労働生産性向上に向けた人材育成を支援するため、人材育成支援策やポリテクセンターやポリテクカレッジに設置された生産性向上人材育成支援センター等が行う在職者訓練について、活用が促進されるよう周知・広報を行う。

「ハロートレーニング（公的職業訓練）の推進及び企業の人材開発への支援」の目標

- 公共職業訓練（離職者訓練）修了者の就職率 …施設内訓練 82.5%
委託訓練 75%
- 求職者支援訓練修了者の就職率 … 基礎コース 58%
実践コース 63%

(3) 賃金の引上げにつながる労働移動の支援

希望する労働者の成長分野への円滑な労働移動を促進するため、賃金上昇を伴う転職の支援や、在籍型出向の取組を支援する。

共同で実施する事業

千葉県、千葉労働局、労使団体、金融機関及び産業雇用安定センター等で構成する「千葉県在籍型出向等支援協議会」において、出向の情報やノウハウ・好事例の共有、送出企業や受入企業の開拓等各機関が連携して在籍型出向の活用を推進する。

千葉県が実施する事業

- ① 産業雇用安定助成金等の周知広報、在籍型出向制度の事業者への理解促進など、千葉労働局や産業雇用安定センター等の関係機関と連携し、在籍型出向の取組を支援する。
- ② 中小企業が抱える経営課題を解決するため、副業・兼業を含めた専門的知識や技術等を有するプロフェッショナル人材の採用を支援する。

千葉労働局が実施する事業

- ① 雇用調整助成金、産業雇用安定助成金（雇用維持支援コース）を活用し、休業、教育訓練、出向を通じて雇用維持に取り組む事業主への支援を着実に実施するとともに、引き続き不正受給対策に取り組む。
- ② 産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）による、賃金上昇を伴う労働者のスキルアップを在籍型出向により行う事業主への支援を実施するとともに、当該助成金の活用に向けた周知広報を産業雇用安定センター等関係機関と連携して実施する。
- ③ 産業雇用安定助成金（事業再構築支援コース）により、事業再構築に必要な新たな人材の受け入れと事業主に雇用される労働者の雇用安定の確保のため、当該助成金の活用促進について、各関係機関との連携をして実施する。

(4) 賃金の引上げに向けた生産性向上の支援と同一労働同一賃金の徹底

賃金の引上げに向けた生産性向上等に取り組む中小企業・小規模事業者に対する助成金による支援等を行うとともに、同一労働同一賃金の遵守を徹底する。

共同で実施する事業

- ① 千葉県知事、千葉県教育長、千葉労働局長の連名により、県内の経済団体及び事業所に対して、非正規社員の正社員化を要請する。
- ② 国の同一労働同一賃金ガイドラインに基づき、雇用形態や性別によらず

同じ待遇となるよう、企業への普及啓発に取り組む。

千葉県が実施する事業

- ① 県内中小企業等において同一労働同一賃金への適切な対応が図られるよう、働き方改革ポータルサイトにおいて各種支援情報等の発信を行うとともに、企業向けセミナーやアドバイザーの派遣等を通じて県内企業の取組を支援する。
- ② キャリアアップ助成金の活用促進及び労働契約法に基づく無期転換ルールの周知啓発を行う。

千葉労働局が実施する事業

- ① 賃金の引上げには、特に中小企業・小規模事業者の生産性向上が不可欠であり、業務改善助成金の充実により、業務改善や生産性向上に係る企業のニーズに応え、賃金引上げを支援する。
- ② 「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に基づき、最低賃金・賃金支払の徹底と賃金引上げに向けた環境整備等の取組を行う。あわせて、企業が賃金引上げを検討する際の参考となる地域の賃金や企業の好取組事例等が分かる資料を提供し、企業の賃金引上げへの支援等を行う。
- ③ 労働基準監督署による定期監督等において、同一労働同一賃金に関する確認を行い、短時間労働者、有期雇用労働者又は派遣労働者の待遇等の状況について企業から情報提供を受けることにより、雇用環境・均等室又は需給調整事業課による効率的な報告徴収又は指導監督を行い、是正指導の実効性の強化等を図る。あわせて、千葉働き方改革推進支援センターの利用や助成金等の支援策の周知を行うことにより、企業の自主的な取組を促すことで、同一労働同一賃金の遵守を徹底する。

2 働き方改革による労働環境の整備・生産性の向上

(1) 多様で柔軟な働き方に向けた環境整備の促進

ウィズコロナ・ポストコロナにおける「新しい働き方」としてテレワークの活用が進むとともに、副業・兼業やフリーランスといった働き方が広まりつつあることから、多様で柔軟な働き方に向けた環境整備に対する支援を行う。

共同で実施する事業

- ① 「ちばの魅力ある職場づくり公労使会議」を運営し、同会議が策定した取組基本方針及び取組実施要領に基づき、構成機関と連携して、「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」の周知を図る。また、

自身の能力を一企業にとらわれずに幅広く発揮したいなどの希望を持つ労働者が、希望に応じて幅広く副業・兼業を行える環境の整備に向けて、「副業・兼業の促進に関するガイドライン」の周知を図る。

- ② 柔軟な働き方に向けた取組を行う中小企業・小規模事業者に対して、働き方改革の推進に向けた様々な課題に対応する相談窓口である「千葉働き方改革推進支援センター」の周知を図り、活用を勧奨する。テレワークに取り組む事業者に対してはテレワーク相談センターについて周知、活用勧奨を図る。
- ③ フリーランスの方から発注者等との契約等のトラブルについての相談があった際には、「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」を踏まえ、「フリーランス・トラブル 110 番」を紹介するなど適切に対応する。

千葉県が実施する事業

- ① 働き方改革ポータルサイトにおいてテレワークの各種支援情報等の発信を行うほか、好事例集の作成等により、広く取組の浸透を図る。
- ② アドバイザーの派遣やセミナー等の開催を通じて、県内中小企業におけるテレワークの導入・定着を支援する。
- ③ 仕事と生活の両立支援に取り組む企業を「“社員いきいき！元気な会社”宣言企業」として登録し、ホームページ等で紹介する。
- ④ ちばの「新しい働き方」推進特設ホームページを開設し、本県の特色や優位性を生かした千葉ならではの新しい働き方や暮らし方を県内外に発信する。

千葉労働局が実施する事業

- ① テレワーク勤務を制度として、労働者の人材確保や雇用管理改善等の取組を行う中小企業事業主に対して、助成金（人材確保等支援助成金）の支給を通じて支援を行う。
- ② 副業・兼業を行う労働者の健康確保に向けた取組が進むよう、支援アプリ「マルチジョブ健康管理ツール」の周知を行う。

（２）長時間労働の抑制に向けた取組の推進

長時間労働を前提とした働き方を見直すとともに、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、時間外労働時間の縮減、年次有給休暇の取得促進、勤務間インターバル制度の導入促進を始めとした「働き方改革」の取組を推進する。

また、短納期発注や発注内容の頻繁な変更等が長時間労働につながる場合があるため、下請等中小事業者への「しわ寄せ」を未然に防止するため取引環境の見直しを促していく。

共同で実施する事業

「ちばの魅力ある職場づくり公労使会議」が策定した取組基本方針及び取組実施要領に基づき、構成機関と連携して、働き方改革関連法等の内容及び支援策の周知、浸透を図るとともに、同会議で採択した提言『千葉県における働き方改革の推進に向けた「しわ寄せ」の防止について』を継続的に発信することにより、働き方改革と取引適正化を一体的に推進する。

千葉県が実施する事業

県内中小企業等において多様な働き方の普及や長時間労働の是正等が図られるよう、働き方改革ポータルサイトにおいて各種支援情報等の発信を行うとともに、企業向けセミナーやアドバイザーの派遣等を通じて県内企業の取組を支援する。

また、仕事と生活の両立支援に取り組む企業を「社員いきいき！元気な会社」宣言企業」として登録し、ホームページ等で紹介する。

千葉労働局が実施する事業

- ① ウィズコロナ・ポストコロナの新しい働き方を踏まえた上で、長時間労働を前提とした職場慣行を変え、定時退社や年次有給休暇の取得促進等に取り組むよう、主要企業の経営トップ等に対する働きかけを引き続き実施し、各企業における働き方改革を推進する。
- ② 生産性の向上を図る企業に対して、割増助成を行うための「生産性要件」が設定されている労働関係助成金について、地域の関係機関や事業主団体及び金融機関等との連携により、事業主に対して積極的な活用を促し、企業の生産性向上の取組を支援するとともに、働き方・休み方改善コンサルタントを活用し、労働時間等の設定の改善のための助言・指導等を実施する。
- ③ 県内の全ての労働基準監督署に編成した「労働時間改善指導・援助チーム」により労働時間に関する法制度の周知及び指導を行うとともに、「労働時間相談・支援コーナー」において、主に中小規模の事業場への長時間労働の抑制のための助言・支援を行う。
- ④ 時間外労働の上限規制の適用猶予業種等（自動車運転者、建設業、医師）における令和6年4月からの適用に向け、業種等ごとに、きめ細かな支援・取組を集中的に実施する。
- ⑤ 労働者の睡眠時間や生活時間を確保するため、長時間労働が懸念される業種等を中心に勤務間インターバル制度の導入促進を図る。
- ⑥ 「千葉働き方改革推進支援センター」の活用について、中小企業・小規模事業者に対して周知する。
- ⑦ 過労死等防止啓発月間・「過重労働解消キャンペーン」期間（11月）に

千葉県と連携して過労死等防止対策推進法に基づき、「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催するほか、過労死等の防止、長時間労働の抑制等過重労働解消に向けた集中的な周知啓発に取り組む。

- ⑧ 「しわ寄せ防止キャンペーン月間」(11月)に、上記⑦の取組と連携を図りながら長時間労働につながる取引上の「しわ寄せ」防止に向けた集中的な取組を実施するなど、『大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への「しわ寄せ」防止のための総合対策』の運用を図る。
- ⑨ ゴールデンウィーク、夏季及び年末年始のほか、10月の「年次有給休暇取得促進期間」に、連続休暇を取得しやすい環境づくりについて、重点的な周知・広報を行う。

「長時間労働の抑制及び労働環境の整備・生産性向上のための
支援」の目標

○ シンポジウム・セミナー実施回数 … 前年度実績以上

3 多様な人材の活躍促進

(1) 若者等に対する就職支援

若者の安定した就職の実現に向けて、ジョブカフェちばやわかものハローワーク、新卒応援ハローワーク、各ハローワークの学卒窓口等において、未内定学生や既卒者・中退者及びフリーター等に対する正社員就職の促進を図るとともに、千葉県と千葉労働局が連携して若者の採用・育成に積極的な企業等の周知を図るなど、人材育成・処遇改善の取組を促進する。

共同で実施する事業

- ① 市町村等とも連携し、若者を対象とした就職面接会や企業説明会を開催し、県内企業を学生等にPRするとともに、出会いの機会を提供する。
- ② 合同企業説明会及び新規学卒求人説明会等において、「ユースエール認定制度」及び「“社員いきいき！元気な会社”宣言企業登録制度」の普及啓発を図るとともに、県内の若者へ企業情報の周知を図る。
- ③ 国が行う若年者地域連携事業と千葉県が行うジョブカフェちば事業をジョブカフェ内で一体的に実施することにより、県内企業への正社員就職を促進するとともに、地域の人材流出防止及び地元定着に係る支援を行う。
- ④ 農業大学の卒業予定者等の就職支援の一環としてハローワークと協力して、就職セミナーや希望者を対象に個別相談会を開催する。
- ⑤ 高等学校の求人活動のルールについて徹底を図るとともに、公正な採用選考に向けた取組として、情報共有及び企業に対する啓発を行う。
- ⑥ 高校生の勤労観・職業観の育成等、キャリア支援事業等の充実を図る。

千葉県が実施する事業

- ① ジョブカフェちばにおいて、若者の正規雇用に向けた個別相談、各種セミナー、企業との交流イベント等による就職支援を行うほか、就職を希望する新規登録利用者を併設する新卒応援ハローワークに誘導する。
- ② 県内企業を対象に、若者の採用・育成に関する相談やセミナーを実施する。
- ③ ちば地域若者サポートステーション（以下「サポステ」という。）において、若年無業者等の自立と就労を目指し、キャリアコンサルタントによる相談や各種支援プログラム等を実施するほか、ハローワークにおいて、支援を必要とする対象者をサポステへ誘導する。
また、ハローワークと連携し、サポステ利用者の進路決定に向けた合同説明会を実施する。
- ④ 千葉労働局のほか、経済団体等の関係機関と連携して、県内中小企業を対象とする人材採用力等の強化に向けた研修や、高校、大学等の就職指導担当者等との就職情報交換会等に取り組む千葉県採用力向上サポートプロジェクトを実施する。
- ⑤ 病気やひきこもりなど様々な理由で働きづらさを抱える方に対する新たな就労支援体制の構築を目指すモデル事業を実施する。

千葉労働局が実施する事業

- ① 「新卒者等人材確保推進本部会議」等を開催し、千葉県及び関係機関との連携を図り、新卒者等の就職支援及び地元企業の人材確保に係る企画・調整、フリーターを含む若年者の職業意識形成支援及び離学者支援の各取組の調整・推進を図る。
- ② 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく、青少年職場情報の提供、若者の雇用管理が優良な中小企業に対する認定「ユースエール認定制度」等について普及促進に向けた周知啓発を行う。
- ③ わかものハローワークや新卒応援ハローワークを中心として、ジョブカフェちばや学校等関係機関と連携し、既卒3年以内の求職者・未内定者・未就職卒業者に対する正社員就職に向けての継続的な支援、心理的支援が必要な支援対象者に臨床心理士等による相談の実施、就職後の定着支援等を実施するとともに、中退者に対する支援機関の情報提供等、必要な就労支援を行う。

「若者等に対する就職支援」の目標

- 令和6年3月新卒者の就職内定率 … 前年度実績以上
- ジョブカフェちばの正規雇用決定者数 … 1,300人

(2) 就職氷河期世代活躍支援プランの実施

就職氷河期世代の抱える固有の課題や今後の人材ニーズを踏まえつつ、個々人の状況に応じた支援により、正規雇用化を始めとして、同世代の活躍の場を更に広げられるよう、5年間で集中的な取組を実施する。

共同で実施する事業

- ① 国が行う若年者地域連携事業と千葉県が行うジョブカフェちば事業の一体的実施により、「就職氷河期」に就職時期を迎えた不安定就労者等に対する就職支援を行う。
- ② 就職氷河期世代の支援に社会全体で取り組む気運を醸成し、支援の実効性を高めるための官民協同スキームである「千葉県就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」を効果的に運営する。
- ③ 就職氷河期世代に対する各種支援策について、関係機関と連携し、多様な広報媒体、手段を通じ積極的に広報を実施する。

千葉県が実施する事業

- ① 就職氷河期世代を対象とした専門相談窓口「35歳からの正社員チャレンジスクエア」において、個別相談、就職支援講座、合同企業説明会等のプログラムを組み合わせ、正社員就職に向け、一人ひとりの状況に応じた支援を行う。
- ② サポステにおいて、若年無業者等の自立と就労を目指し、キャリアコンサルタントによる相談や各種支援プログラム等を実施するほか、ハローワークにおいて、支援を必要とする対象者をサポステへ誘導する。
また、ハローワークと連携し、サポステ利用者の進路決定に向けた合同説明会を実施する。
- ③ 生活困窮者に対するワンストップ型の相談窓口を設置し、支援が必要な方について、一人ひとりの状況に応じた支援計画を作成し自立に向けた支援を行う。
- ④ 就労に向けた準備が必要な生活困窮者に対し、一般就労に向けた日常生活自立、社会生活自立、就労自立のための訓練を行う。

千葉労働局が実施する事業

- ① ハローワーク千葉、ハローワーク松戸及びハローワーク船橋に設置している「就職氷河期世代支援窓口」により、キャリア・コンサルティングや履歴書・職務経歴書の作成指導及び面接アドバイス、必要な能力開発施策へのあっせん、求人開拓、職場定着支援等を計画的かつ総合的に実施する。
- ② 若年無業者等の職業的自立支援の拠点である県内8か所のサポステにおいて、これまでの支援対象年齢の上限が39歳から49歳に拡大されたことを踏まえ、氷河期世代無業者の把握・働きかけ・サポステへの誘導のため、

ハローワークの就職氷河期世代専門窓口との連携体制を構築し、支援を実施する。

- ③ 千葉県就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム参画経済団体の傘下企業と就職氷河期世代当事者等のニーズを踏まえた的確な職場体験・職場実習等の機会を確保し、安定的な就労支援の強化を図る。
- ④ キャリアアップ助成金を活用した正社員転換・待遇改善の促進を図るとともに、「特定求職者雇用開発助成金(就職氷河期世代安定雇用実現コース)」及び「トライアル雇用助成金」の活用を促し、離転職を繰り返す就職氷河期世代の正社員就職を促進する。
- ⑤ 民間の力を活用し、委託事業(就職氷河期世代活躍支援都道府県プラットフォームを活用した支援事業)により、就職氷河期世代の積極採用、正社員化等の気運醸成、行政支援策等の周知等に取り組む。

「就職氷河期世代活躍支援プランの実施」の目標

- ハローワークの職業紹介により、正社員に結び付いた就職氷河期世代不安定就労者・無業者の件数… 前年度実績以上

(3) 高年齢者の活躍促進

高年齢者の就業を促進するために、意欲と能力に応じて年齢にかかわらず働き続けることができる生涯現役社会の実現に向け、企業における定年延長や継続雇用の促進、高年齢者の再就職支援、多様な就業機会の確保を図る。

共同で実施する事業

高年齢者雇用の必要性やメリットの理解促進とともに、「事業主向けの各種助成制度」の効果的な活用を図るため、ホームページでの情報発信を図るとともに、千葉県ジョブサポートセンター及びハローワークにおいて積極的な周知、広報を実施する。

また、高年齢者の多様な就業機会の確保のため、シルバー人材センターの周知をするとともに、シルバー人材センター事業の活性化を促進し、適正な運営についての指導に努める。

千葉県が実施する事業

- ① 千葉県ジョブサポートセンターにおいて、中高年齢者に対する生活就労相談、適職診断、キャリア・コンサルティング等、再就職支援及び定着支援や、在宅ワークによる就労の支援、高齢者を受け入れる環境整備を促進する企業向けのセミナー等を行う。
- ② ホームページ等を活用し、高年齢者の就労促進や継続雇用制度の導入等、生涯現役社会の実現に向けた情報発信を行う。

千葉労働局が実施する事業

- ① 高年齢者雇用確保措置を講じていない企業に対し、的確な助言・指導を実施する。
また、令和3年4月1日から施行された改正高年齢者雇用安定法について、対象事業所への周知・啓発を積極的に行い、70歳までの就業機会確保等に向けた環境整備に取り組む。
- ② 65歳を超える継続雇用や65歳以上の定年引上げ等に対する助成措置のほか、高齢者に係る成果を重視した賃金制度や能力評価制度の構築に取り組む企業に対する助成により、継続雇用延長等に向けた環境整備を図る。
また、高齢・障害・求職者雇用支援機構千葉支部の65歳超雇用推進プランナー等を積極的に活用し、企業に対して提案型の相談・援助による支援を行う。
- ③ 65歳以上の再就職支援に重点的に取り組むため、県内11箇所のハローワークに設置した生涯現役支援窓口において、求人開拓やチーム支援等を実施し、高年齢求職者の再就職支援の強化を図る。
- ④ 市町村等を始めとする地域の関係機関から構成される協議会の設置を促進し、地域の高年齢者の就業促進に向けて連携強化を図る。
- ⑤ 高年齢労働者の労働災害を防止するため、高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）の周知を行う。
- ⑥ 中小企業による高年齢労働者の安全・健康確保措置を支援するための補助金（エイジフレンドリー補助金）が活用されるよう周知を行う。

「高齢者の活躍促進」の目標

- ハローワークにおける高年齢者（65歳以上）の就職件数
… 前年度実績以上

（４）女性の活躍促進

子育て期の女性が働きやすい職場環境への取組を行う企業を育成する。

さらに、児童を扶養するひとり親の自立を促進するため、家庭環境に配慮した多様なニーズに応じた就職支援に取り組む。

共同で実施する事業

- ① 千葉県男女共同参画推進連携会議・女性活躍推進特別部会や産業部会における構成団体の取組について、情報共有し、女性の活躍支援策やワーク・ライフ・バランスの普及促進等を図るために積極的な支援を行う。

- ② 「えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業」や「トライくるみんな認定・くるみんな認定・プラチナくるみんな認定企業」等の情報を共有し、協力して周知を行う。
- ③ 千葉県生活保護受給者等就労自立促進事業協議会における承認事項に基づき、「出張ハローワーク！ひとり親全力サポートキャンペーン」等のひとり親に対する就労支援に係る周知・広報を実施する。

千葉県が実施する事業

- ① 労働の場における男女共同参画の取組を進めるため、仕事と家庭の両立支援や女性の登用、職域拡大等に積極的に取り組んでいる県内事業所を表彰し、広く紹介する。
- ② 子育てしながら働きやすい職場環境の整備を推進するため、「働き方改革」の取組を推進するとともに、仕事と生活の両立支援に取り組む企業を「“社員いきいき！元気な会社”宣言企業」として登録し、ホームページ等で紹介する。
- ③ 千葉県ジョブサポートセンターにおいて、子育て中の女性等に対する生活就労相談、適職診断、キャリア・コンサルティング等、再就職支援及び定着支援や、在宅ワークによる就労の支援、女性社員を受け入れる環境整備を促進する企業向けのセミナー等を行う。

千葉労働局が実施する事業

- ① 男女の賃金差異の公表を契機とした女性活躍推進法の実効性確保を図るとともに、女性の活躍推進に関する取組状況が優良な企業に対する「えるぼし認定」及び「プラチナえるぼし認定」制度の周知及び取得促進、中小企業のための女性活躍推進事業の活用を図り、働きやすい職場環境の整備を促進する。
- ② 妊娠・出産しても継続就労が図れるよう、また、男女がともに仕事と育児を両立できるようにするため男女雇用機会均等法や改正育児・介護休業法の履行を確保するとともに、子育てしやすい企業を示す「トライくるみんな認定・くるみんな認定・プラチナくるみんな認定」制度の周知や「両立支援等助成金」の活用により、仕事と家庭の両立が図りやすい職場環境の整備を促進する。
- ③ 早期の再就職を希望する子育て中の女性等について、マザーズハローワークちば（ハローワークプラザちばに設置）やマザーズコーナー（市川、木更津、松戸、船橋、成田、千葉南の各ハローワークに設置）において、就職実現プランの策定、担当者制等によるきめ細かな職業相談、就職支援セミナー等による再就職支援を行うとともに、地域の子育て支援拠点や関係機関と密接に連携してアウトリーチ型の支援を強化する。

- ④ 児童扶養手当現況届提出時に地方自治体と連携して、「出張ハローワーク！ひとり親全力サポートキャンペーン」による臨時相談窓口を設置し、ひとり親に対する就業支援を行う。

「女性の活躍促進」の目標

- 「女性の活躍推進企業データベース」掲載企業数…900社以上
- マザーズハローワークやマザーズコーナーにおける早期の再就職を希望する子育て中の女性等の就職率 … 前年度実績以上

(5) 障害者の活躍促進

共生社会の実現に向けて法定雇用率2.3%の達成を目指し、千葉県内企業の実雇用率2.22%（令和4年6月1日現在）の引き上げを図るため障害者雇用制度の理解について積極的な周知・啓発を行い、一人でも多くの就業機会の確保に向けた支援に取り組む。

また、年々増加している精神障害や発達障害がある求職者の特性に応じた労働環境の整備及び職場定着の課題を踏まえ、障害者雇用への理解促進を図る取組とともに、障害者並びに企業に対する支援に取り組む。

共同で実施する事業

- ① 障害者雇用の促進に対する理解を深めるため、法定雇用率未達企業等に対し、知事と労働局長の連名による勸奨状の送付や地域や業種の実情に応じた障害者雇用促進セミナーを開催する。
- ② 「障害者雇用促進就職面接会」を開催し、障害者等の就職実現を図る。
- ③ 継続した治療が必要な難病患者に対して、難病患者就職サポーターと難病相談支援センターが連携した就労継続や就労に関する支援を行う。
- ④ 障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携し、障害者等に対する就業準備段階から職場定着までの一貫したチーム支援、及び採用から職場定着までの企業支援を実施する。

千葉県が実施する事業

- ① 全ての障害保健福祉圏域に企業支援員を配置し、障害のある人の職域開拓や雇用管理上のアドバイス等の継続（長期）雇用を支援する。
- ② 障害者就業支援キャリアセンター事業において、障害者や企業等への相談支援、就労準備訓練、就労・定着支援等を実施し、障害者就労及び障害者雇用を促進する。
- ③ 障害者雇用促進のための「意識改革」事業として、障害者就労促進チャレンジ事業において、企業に対する障害者雇用の理解促進、障害者に対す

る就業意識の向上を図るため、千葉労働局・ハローワークと連携し、「企業向け職場見学・相談会」及び「障害者向け職場見学会・交流会、短期職場実習」を開催する。

また障害者雇用に係るリーフレットを法定雇用率未達成企業等へ配布することにより、企業等の障害者雇用の促進を図る。

- ④ 障害者雇用サポート事業において、障害者に対する就労に向けた基礎訓練と現場実習を組み合わせた研修支援、企業に対する障害者雇用に向けた企業研修会・社内勉強会等、雇用に向けた支援を実施する。
- ⑤ 障害のある人を積極的に雇用し、障害のある人もない人も共に働いている事業所の認定制度「千葉県障害者雇用優良事業所（笑顔いっぱい！フレンドリーオフィス）」及び「障害者雇用推進資金制度」により障害者雇用の促進を図る。

千葉労働局が実施する事業

- ① 法定雇用率未達成企業の経営トップに対する指導を実施し、法定雇用率達成企業の増加を図る。

また、障害者の雇用経験や雇用ノウハウが不足している障害者雇用ゼロ企業等への企業向けチーム支援強化を図るとともに、企業に対する助成制度について積極的な周知を行い、障害者雇用に関する優良な中小企業主に対する認定制度（もにす認定制度）なども活用しながら、雇用・就業環境の改善を図る。

- ② 精神障害者や発達障害者等の雇用就業機会の拡大のため、ハローワークに配置する精神障害者雇用トータルサポーターや発達障害者雇用トータルサポーターによるカウンセリング等の実施、医療機関との連携によるチーム支援、職場定着支援の強化、個別求人開拓等を実施する。
- ③ 精神・発達障害者を温かく見守り、支援する応援者となる「精神・発達障害者しごとサポーター」の普及促進を図る。
- ④ 精神障害者や発達障害者等が就職や職場定着に向け、職場や支援機関と必要な支援について話し合う際に活用できる情報共有ツールである「就労パスポート」の周知・普及を図る。

「障害者の活躍促進」の目標

- 法定雇用率未達成企業のうち年度内に雇用率を達成した企業数 … 120 件
- ハローワークにおける障害者等の就職件数 … 前年度実績以上
- 障害者雇用に関する優良な中小企業主に対する認定制度（もにす認定） … 24 社

(6) 外国人に対する支援

県内で就労している外国人が安心して就労・生活できるよう、適正な労働条件の確保や雇用管理の改善、安定した就労の確保、留学生に対する就職支援等、受入れ環境の整備に積極的に取り組む。

共同で実施する事業

千葉県及び千葉労働局のほか、出入国在留管理庁等の関係機関とも連携し、外国人労働者の受入れに関して、受入れ先となる県内企業向けに、制度の概要や雇用する際の手続き、その他、外国人労働者の雇用管理等に関する留意事項及び外国人材を受け入れるにあたっての各種支援制度等に関するセミナーを実施する。また、ウクライナ避難民支援に関する情報を共有するなど、避難民支援を円滑に実施できるよう連携・協力する。

千葉県が実施する事業

- ① 外国人留学生の採用を検討している企業向けに、留学生を受け入れるために必要となる、具体的なサポート体制や入管法の制度等、採用・定着に関する基礎知識を学ぶためのセミナー・相談会を開催する。
- ② 外国人介護人材の就業を促進するため、日本語学校や介護福祉士養成施設での学費等の助成や、介護事業への就労までを一体的に支援する。
また、介護施設が負担する外国人介護福祉士候補者や外国人技能実習生の日本語学習等に係る費用を助成する。
- ③ 外国人介護人材等の仕事や生活上の悩み等の相談・支援を一元的に行う「外国人介護人材支援センター」を設置し、相談支援を行うほか、事業者向けの説明会や外国人職員の交流会等を実施する。
- ④ 外国人技能実習制度における技能評価試験として、技能検定（基礎級・随時3級・随時2級）を、千葉県職業能力開発協会と連携して実施する。
- ⑤ 千葉労働局等が実施する外国人雇用対策に係る各種取組内容について周知を図る。
- ⑥ ウクライナ避難民に対しては、支援を円滑に実施できるよう、国、県、市町村における取組状況等について情報共有及び意見交換を行い、連携の強化を図る。

千葉労働局が実施する事業

- ① 外国人雇用事業所に対して、監督署とハローワークが連携し、適正な労働条件の確保や雇用管理改善に向けた訪問指導を実施することにより、外国人労働者の雇用環境の整備を図る。
- ② 留学生等の採用を検討している企業に対しては、雇用管理に関する相談支援等を実施し、留学生等の就職を促進するとともに、採用後の職場適応及び定着に係る支援を行う。

- ③ 外国人材等の安定した就労が確保されるよう、県内6カ所のハローワークに設置している「外国人雇用サービスコーナー」を中心に、外国人求職者に対する就職支援を実施する。
- ④ ハローワーク千葉及び松戸に設置している留学生コーナーにおいて、在学早期段階からの就職意識啓発等支援を行い、就職支援ナビゲーターによる出張相談や就職ガイダンスを実施する。
- ⑤ ウクライナ避難民への就労支援として、「外国人雇用サービスコーナー」を中心に職業相談・紹介等の対応を行うほか、出入国在留管理機関と連携し、一時滞在施設に滞在するウクライナ避難民に対する説明会を実施する。
- ⑥ 技能実習生及び特定技能外国人の労働条件確保のため、監督署は出入国在留管理機関等と連携して必要な指導を行う。

「外国人に対する支援」の目標

- ハローワークにおける事業所訪問件数 … 437件以上

(7) 治療と仕事の両立支援

疾病を抱える労働者の治療と仕事の両立支援の取組を促進するとともに、がん等の疾病による長期療養が必要な求職者に対する就職支援や事業主の理解を促進するための取組を実施する。

共同で実施する事業

- ① 「千葉県地域両立支援推進チーム」を通じて、地域の関係者（千葉県健康福祉部、千葉労働局、医療機関、企業、労使団体、産保センター、労災病院等）が連携し、両立支援の取組の促進を図る。
- ② 「千葉県がん対策審議会がんと共生推進部会」において、がん患者・家族・企業に対して就労継続や新たな就労への支援に関する情報提供を行う。

千葉県が実施する事業

- ① がんに罹患した労働者が必要な情報を得ながら、復職・就労継続をするための支援を行う。
- ② 医療・福祉・就労の関係機関とのつなぎ役として若年性認知症支援コーディネーターを配置し、若年性認知症の人の生活全般をサポートするとともに、若年性認知症の人に合わせた適切な支援ができるよう、千葉労働局や商工会議所等と連携しネットワークの充実を図る。

千葉労働局が実施する事業

- ① 治療と仕事の両立支援について、両立支援ガイドライン及び企業と医療機関の連携のためのマニュアルの周知を行う。

また、企業の意識改革を図るため、両立支援の取組について啓発指導を行うとともに、企業内の労働者の健康管理の推進等について働きかけを行う。団体経由産業保健活動推進助成金が活用されるよう周知を行う。

- ② がん等の長期にわたる治療等が必要な疾病を持つ求職者に対して、ハローワーク千葉・銚子・松戸・成田を中心として、がん診療連携拠点病院等との連携の下、個々の患者の希望や治療状況を踏まえた職業相談・職業紹介等の就職支援を積極的に実施する。

「治療と仕事の両立支援」の目標

○ 支援対象者の就職率 … 57.7%以上

4 人材確保対策の総合的な推進

雇用管理改善による「魅力ある職場づくり」を促進するとともに、医療・福祉、建設、警備、運輸分野等の人材不足が深刻化している分野及び地域の雇用対策を実施する。

共同で実施する事業

- ① 医療・福祉、建設、警備、運輸分野等の人材不足分野等について、「千葉人材確保対策推進協議会」を開催し、千葉県及び関係機関と連携を図り、相互の施策の理解促進及び人材不足分野の人材確保に係る連携事項の協議を行う。
- ② 介護職の魅力発信や労働環境の整備等による総合的な人材の確保・定着を推進するため、千葉県福祉人材確保・定着地域推進協議会の開催等を通じて、情報共有を図る。
- ③ 県内13か所のハローワークにおいて、千葉県福祉人材センターのキャリア支援専門員による出張相談会を実施し、福祉・介護分野への就業促進を図る。
- ④ 県内5か所のハローワークにおいて、千葉県ナースセンターの就業相談推進アドバイザーによる出張相談会を実施し、看護職の再就業支援を推進する。
- ⑤ 職業能力開発機会に恵まれなかった非正規雇用労働者等を対象として、保育士、介護福祉士等の資格取得を目的とした「長期高度人材育成コース」を設定し、保育・介護分野への再就職・定着を支援する。
- ⑥ 建設業については、千葉県や高齢・障害・求職者雇用支援機構千葉支部が施設内で実施する職業訓練の充実を図るとともに、求職者等に対し積極的に周知を行い、建設分野の職業訓練を推進する。
- ⑦ 県内医療機関における医療従事者の勤務環境改善の取組を支援するため、

専門アドバイザーの派遣、研修会の開催等を行う。

- ⑧ 農業分野の労働力確保に向けて、県と農業関係団体で構成する検討会議において、千葉労働局と雇用受入れの支援や作業の外部委託等に係る施策などについて情報共有する。

千葉県が実施する事業

- ① 千葉労働局のほか、経済団体等の関係機関と連携して、県内中小企業を対象とする人材採用力等の強化に向けた研修や、高校、大学等の就職指導担当者等との就職情報交換会等に取り組む千葉県採用力向上サポートプロジェクトを実施する。
- ② 企業の職場環境の改善・整備のため、「働き方改革」の取組を推進するとともに、「“社員いきいき！元気な会社” 宣言企業登録制度」等、県内中小企業の人材確保に向けた魅力的な職場づくりの支援を行う。
- ③ デジタル田園都市国家構想交付金を活用し、県内条件不利地域内の中小企業等への就業を促進する「地域しごとマッチング支援事業」、中小企業の新事業展開等に不可欠となるプロフェッショナル人材の活用を促す「プロフェッショナル人材戦略拠点事業」、女性・高齢者等の多様な人材の掘り起こしや県内企業とのマッチング等を促進する「千葉県多様な人材活躍促進事業」を実施する。
- ④ 県内中小企業の魅力発信と若者の中小企業への理解促進や地元定着を図る「若者の中小企業理解のためのインターンシップ促進事業」を実施する。
- ⑤ 潜在保育士の就職や保育所の潜在保育士活用支援等、及び放課後児童支援員等の就業支援等を行う「ちば保育士・保育所支援センター」を運営する。
- ⑥ 社会福祉事業に関する啓発活動や、社会福祉事業に従事しようとする者に対する就業支援等を行う。
- ⑦ 千葉県魅力ある建設事業推進協議会（CCIちば）を活用した建設業後継者育成のための取組として、就職を希望する学生・生徒へ建設業の魅力を発信し、就労支援を行う。

千葉労働局が実施する事業

- ① 地方公共団体や関係機関と連携し、「人材サービスコーナー」（千葉、松戸、船橋、成田の各ハローワークに設置）を中心として、求職者に対する就職支援や当該分野の求人者に対する求人充足サービスの提供等、人材確保に向けたマッチング支援を行う。特に、医療・福祉分野については、「医療・福祉充足促進プロジェクト」を推進し、潜在求職者の積極的な掘り起こし、求人充足に向けた条件緩和指導等により、重点的なマッチング支援を行う。
- ② 人材不足分野を中心に職員による事業所訪問等あらゆる機会を通じて、

雇用管理改善による「魅力ある職場づくり」の必要性等について周知・啓発を行う。

- ③ 金融機関との包括連携協定による相互連携等を推進し、生産性向上や「魅力ある職場づくり」に取り組む企業への助成（人材確保等支援助成金、キャリアアップ助成金等）を行う。
- ④ 「介護分野における人材確保のための雇用管理改善推進事業」を実施し、介護分野における「魅力ある職場づくり」への意識の底上げを図り、雇用管理改善による介護人材の確保を推進する。
- ⑤ 令和2年12月に成田国際空港株式会社と締結した包括連携協定に基づき、千葉県、産業雇用安定センター等関係機関と連携し求職者への情報発信や就労相談、企業説明会・見学会等のマッチングイベントの実施等、空港関連企業に対する人材確保支援を積極的に実施する。
- ⑥ ハローワーク成田において、空港求人コーナーの充実強化をはじめ、各企業のPRシートや動画を作成してその魅力を発信するとともに、空港の仕事の理解を深めるセミナーや会社説明会・面接会等のマッチングイベントをオンラインも活用して開催するなど、求人者に対する人材確保支援を積極的に実施する。

「人材確保対策の総合的な推進」の目標

- ハローワークにおける人材不足分野の就職件数 … 前年度実績以上
（医療・福祉・建設・警備・運輸分野）

5 一体的実施事業の推進

千葉県ジョブサポートセンターにおいて、千葉県と千葉労働局が一体となって、総合的な雇用対策にワンストップで取り組み、県民の生活の向上を図る。

一体的に実施する事業

- ① 主に子育て中の女性や中高年齢者の再就職の促進及び就職後の定着を図るため、千葉県は生活就労相談、キャリア・コンサルティング、セミナーや企業と求職者の交流会等を、ハローワークは職業相談・職業紹介や、求人情報及び労働市場の情報提供等、双方が連携の上、一体的に実施する。
- ② 千葉県ジョブサポートセンターは、ハローワークプラザちば、マザーズハローワークちば等と連携し、相互に支援メニュー等の周知、誘導等を積極的に行う。

「一体的実施事業の推進」の目標

- 千葉県ジョブサポートセンター利用者数 … 9,400 人
- 千葉県ジョブサポートセンター就職決定数 … 480 人
- 千葉県が行う生活就労相談窓口から国が行う職業相談・紹介コーナーに誘導した者 … 80 人

6 その他の連携した取組

- ① 国及び県が実施する各種助成制度等の周知を協力して行う。
- ② 雇用失業情勢等、雇用に関するデータについては、千葉県と千葉労働局で共有する。
- ③ 県内に大量の雇用調整が発生した場合、千葉県、千葉労働局及びハローワークが地元市町村等と連携して、求人企業の開拓や離職者への就職に関する情報の提供等、総合的な支援を実施する。
また、離職の時期や規模、企業自身の対応等の情報収集に努めるとともに、必要に応じて合同相談会や千葉県ジョブサポートセンターの出張相談やセミナー等を実施する。